

環境配慮と社会貢献への取り組み

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています! **下記注意事項もご確認ください**



お客様のパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客様がペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



- ⚠️** ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項
- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
 - ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(UID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
 - ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

「ご契約に関するお問合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)からご確認くださいか、下記までご連絡ください。

0120-95-0055 (無料)

【ご注意いただきたい事項】
・プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
・ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

アクセスはこちら



ケガの保険S エス + ペット保険 ワンにゃんdeきゅん



「ワンにゃんdeきゅん」の商品内容などの詳細は、こちらからご確認ください。



「ケガの保険S」をご契約されているお客様は、当社ペット保険「ワンにゃんdeきゅん」の**保険料が5%割引**になります。

※1「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。 ※2 割引の適用には条件があります。詳細は取扱代理店または当社にお問合わせください。

- このパンフレットは「ケガの保険S」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社にご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客様は、「ご契約内容 確認方法のご案内(UID/パスワード)通知」ハガキ)が届かない場合は、当社にお問合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「ケガの保険S」は傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入してください。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起きた場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- このパンフレットに掲載の保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となる場合があります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

ケガに備えたい高齢者(70才以上)の方に。

傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約セット パーソナル生活補償保険

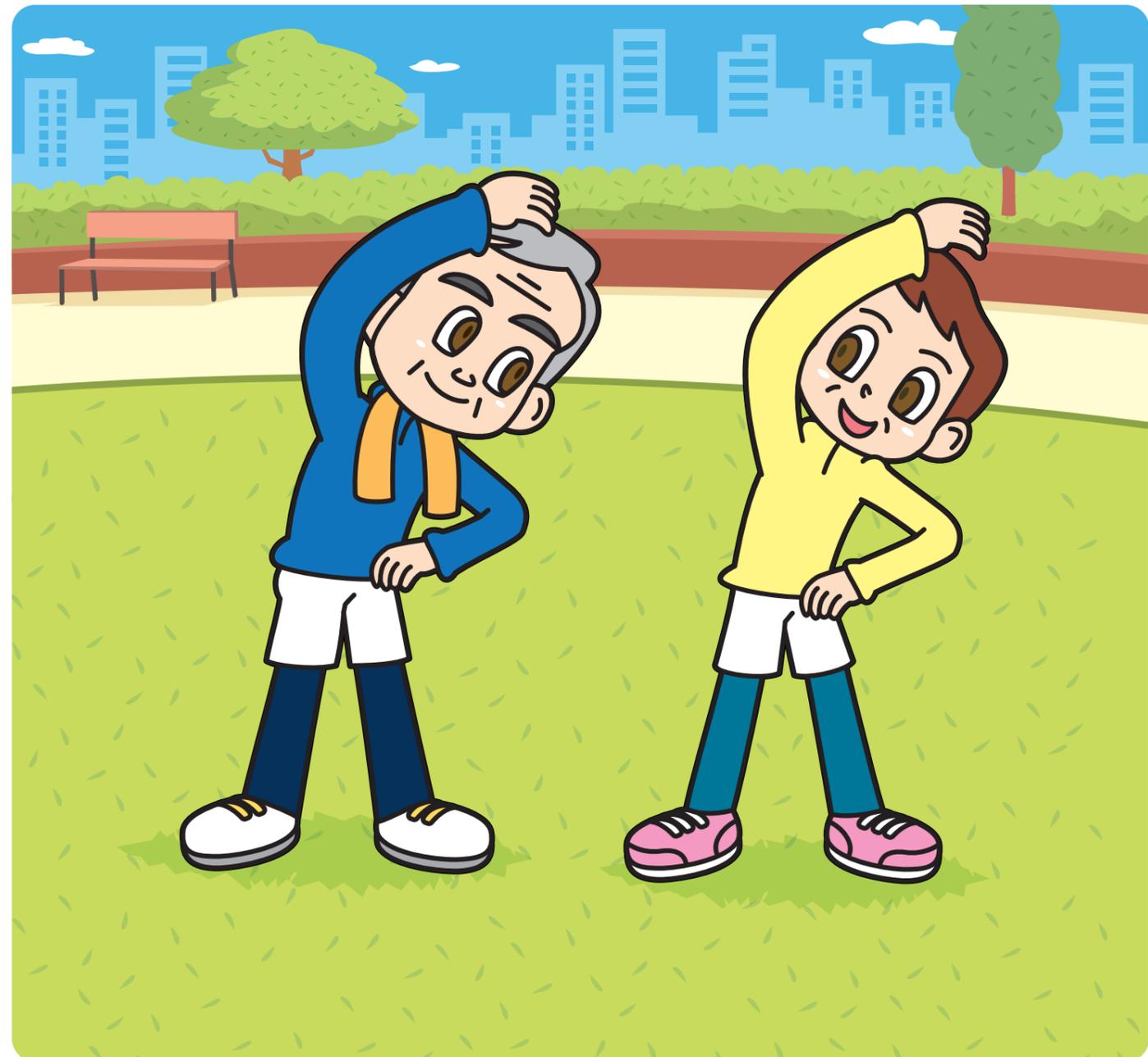
2024年10月以降 保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。

ケガの保険S エス

70才以上の方への保険





まだ誰も知らない安心を、ともに。

シーエスバイ

バイ

ディーエックス

CSV × DX

Creating Shared Valueの略語
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

お客さま・地域・社会とともに、
さまざまな課題を解決し、
よりよい未来を実現

データ・デジタルの活用で
健康増進に寄与

人生100年時代を迎える中、当社はCSV×DXをコンセプトに「元気で長生きを支える社会」をサポートすべく、お客さま・地域・社会の皆さまとともに、特色ある商品・サービスを通じて社会・地域課題の解決に取り組んでいます。

新しい安心の「カタチ」を提供

「ケガの保険S」は、「充実した補償」を提供するだけでなく、転倒リスクを把握可能なサービスなどを提供することによりケガなどの予防につながります。また、万が一の事故の際には、24時間365日安心の事故対応サービスで「影響を減らし、回復を支援」し、「充実した補償」にとどまらない新しい安心の「カタチ」を提供します。

| | | |
|---|-----------------------------|---|
| <p>未然に防ぐ</p> <p>動画を撮るだけでかんたん解析</p> <p>トルト for me</p> <p>“動画を撮るだけ”“録音するだけ”で転倒リスクや免疫機能低下リスクを分析・確認可能なサービス。おすすめのトレーニング方法もあわせてご提案します。</p> <p>06ページ</p> | <p>充実した補償</p> <p>ケガの保険S</p> | <p>影響を減らし、回復を支援</p> <p>It's MORE</p> <p>いつも安心。もっと安心。</p> <p>24時間365日の事故対応サービス。夜間や休日にも当社社員が対応し、早期の事故解決を支援します。</p> <p>09ページ</p> |
|---|-----------------------------|---|



新たな価値を提供する保険を通じて「元気で長生きを支える社会」を支援し、安全・安心な社会、よりよい未来へ

データで見る

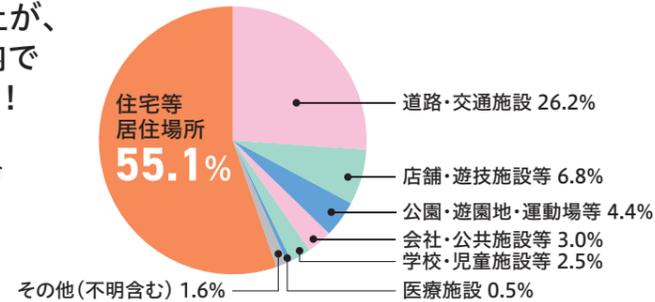
日常生活で発生する、ケガに関する事故。



日常生活でのケガ

約半数以上が、
実は家庭内で
起きている！

発生場所別
救急搬送人員割合



東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態 令和4年」より当社作成

家庭内でのケガが多いように、日常生活ではあらゆる場面でケガをしてしまうリスクが潜んでいます。

アドバイス

外出先だけでなく階段や家の中のちょっとした段差にも注意が必要です。



高齢者のケガ

救急搬送される高齢者の
人数は増加！

高齢者(70才以上)の搬送人員推移(単位:人)



東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態」より当社作成

コロナ禍で一時的に減少したものの、令和4年では、救急搬送された高齢者の人数が平成30年と比べて約1.05倍に増えています。

アドバイス

高齢化社会が進むにつれ、高齢者のケガが増えていますので、万が一の補償が重要です。



入院時の自己負担額

- 1日あたりの平均自己負担額は **20,700円**
- 1回あたりの平均自己負担額は **198,000円**

〈入院時にかかる主な費用〉



公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」より当社作成

入院した場合、自己負担として治療費や食事代などの費用がかかります。

アドバイス

入院時の自己負担額を参考に、「ケガの保険S」で万が一に備えましょう。



平均入院日数

(年令別)骨折による平均入院日数



厚生労働省「令和2年 患者調査」より当社作成

厚生労働省の調査では70才以上の方が骨折した場合、約50日入院していることがわかります。

アドバイス

「ケガの保険S」で入院の長期化に備えておきましょう。



「ケガの保険S」は、満70才以上満89才以下のお客さま向けの専用商品(プラン販売のみ)です。

補償の概要 ケガの保険Sでは以下の場合に補償します。

基本プランでは以下の場合に補償します。

傷害死亡保険金★

事故によるケガのため、お亡くなりになった場合に保険金をお支払いします。



傷害部位・症状別保険金★

事故により被ったケガの「部位・症状」「治療日数」に応じて保険金をお支払いします。



熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)

急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合についても保険金をお支払いします。

※ 傷害死亡保険金はお支払いの対象となりません。



レジャープランでは、上記に加え以下の場合も補償します。

救援者費用等補償特約

遭難した救援対象者を捜索・救助または移送する活動に要した費用等を補償します。

行方不明時 捜索費用補償特約(救援者費用等補償特約用)

救援対象者が認知症等で行方不明となり警察署が行方不明者届を受理した翌日の午後12時までに発見されなかった場合に、その捜索に必要となった費用(実費)を補償します。

※「救援者費用等補償特約」がセットされている契約に自動セットされます。



携行品損害補償特約(1事故限度額型)

外出時に携行しているご自身の身の回り品を偶然な事故で壊してしまった場合等の損害を補償します。(免責金額:3,000円)

※1 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具等の保険の対象に含まれない物があります。詳細はP7~P8または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

※2 新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。



★ 脳疾患、疾病または認知症等の心神喪失によるケガも補償します。

ご契約プランと保険料

保険期間:1年 保険料払込方法:一時払

| ご契約プラン | 基本プラン | | | レジャープラン |
|---------------------------------|---------|---------|---------|--|
| | SS1 | SS2 | SS3 | SS4 |
| 傷害死亡保険金額 | 365.7万円 | 327.1万円 | 288.5万円 | 141.3万円 |
| 傷害部位・症状別保険金額 | 4,000円 | 2,500円 | 1,000円 | 900円 |
| 熱中症危険補償(死亡補償対象外) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 携行品損害保険金額(免責金額:1事故3,000円) | | | | 10万円(免責金額:1事故3,000円) |
| 救援者費用等補償特約 + 行方不明時捜索費用補償特約 保険金額 | | | | 救援者費用等補償特約 300万円 行方不明時捜索費用補償特約 50万円 |
| 保険料(一時払) | 30,000円 | 20,000円 | 10,000円 | 9,000円 |

※ 傷害後遺障害保険金はありません。

ご参考 傷害部位・症状別保険金のお支払方法

ケガをした「部位・症状」と「治療日数」に応じ、下表の倍率表にしたがって保険金をお支払いします。

○治療日数(入院・通院日数)が5日以上となった場合、傷害部位・症状別保険金額に、下表の数値(支払倍率)を乗じた金額がお支払金額となります。
○治療日数が1日以上5日未満の場合は、傷害部位・症状別保険金額がお支払金額となります。

傷害部位・症状別保険金支払倍率表

(単位:倍)

| 部位 | 頭部 | 顔面部 | | | 頸部 | 胸部または腹部 | 背部、腰部または臀部 | 上肢 | | 下肢 | | (注1) 全身 |
|--|-----|-----------|----|----|-----|---------|------------|-------|----|-------|----|---------|
| | | 眼および歯牙を除く | 眼 | 歯牙 | | | | 手指を除く | 手指 | 足指を除く | 足指 | |
| 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫または筋、腱もしくは靭帯の損傷もしくは断裂(完全に切断されないもの) | 5 | 5 | — | — | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 15 |
| 挫創、挫減創または切創 | 15 | 15 | — | — | 10 | 15 | 15 | 10 | 10 | 10 | 10 | 35 |
| 筋、腱または靭帯の断裂(完全に切断されるもの) | — | — | — | — | — | 65 | 65 | 35 | 35 | 40 | 30 | — |
| 骨折または脱臼 | 65 | 30 | — | — | 80 | 35 | 60 | 35 | 20 | 65 | 25 | 85 |
| 欠損または切断 | — | 20 | — | 5 | — | — | — | 100 | 20 | 100 | 30 | — |
| 頭蓋内・眼球の内出血・血腫(脳挫傷を含みます) | 120 | — | 30 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 神経の損傷または断裂 | 120 | 40 | 60 | — | 40 | — | 40 | 40 | 30 | 40 | 30 | — |
| 脊髄の損傷または断裂 | — | — | — | — | 120 | — | 120 | — | — | — | — | — |
| 臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂 | — | — | 60 | — | — | 90 | — | — | — | — | — | — |
| 臓器の損傷または破裂(手術を伴わないもの) | — | — | — | — | — | 55 | — | — | — | — | — | — |
| 熱傷 | 5 | 10 | — | — | 5 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | 35 |
| その他(注2)(注3) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 15 | 15 | 15 |

(注1) 上表の「全身」とは、同一の症状につき次の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。
①頭部 ②顔面部(眼、歯牙は含みません) ③頸部 ④胸部、腹部、背部、腰部または臀部 ⑤上肢 ⑥下肢
(注2) 中毒症状の支払倍率は、部位にかかわらず5倍とします。
(注3) 「熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型)」により、保険金をお支払いする場合の支払倍率は、15倍とします。

同一の事故で被ったケガの部位または症状が、上表の複数項目に該当するときは、支払倍率が最も高いものを適用します。

お支払例(入院・通院日数の合計が5日以上の場合)

階段で足を踏み外し転倒。
足と腕を強打し、
足と手首を骨折してしまいました。



ケガの保険Sでご契約プランSS1を選択した場合

$$\text{傷害部位・症状別保険金額 } 4,000\text{円} \times \text{支払倍率 } 65 = \text{26万円をお支払い}$$

サービス

スポーツ中・旅行中などさまざまな日常生活シーンでしっかりサポート！

生活安心サポート

健康・医療ご相談

●24時間 365日

ケガや日常生活の体調不良等を相談したい方に
健康・医療のご相談



ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。

※1 緊急の場合や診断・治療に関する事等、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
※2 お薬に関するご相談のご利用時間は、平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)となります。

病院等をお探しの方に
病院情報のご提供



いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関等全国各地の病院等の情報をご提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

夜間休日に医療機関をお探しの方に
夜間休日医療機関情報のご提供



夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

※ このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

ホームヘルパーサポート

●平日9～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパーをお探しの方に
ホームヘルパー業者のご紹介



家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。

※1 ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
※2 一部離島や年末年始等、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

●平日13～17時(土日・祝日、12/29～1/5を除きます)

日常生活のトラブル(法律)等を相談したい方に
法律のご相談



日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※1 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
※2 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

日常生活の税務等を相談したい方に
税務のご相談



日常生活における税務のご相談について、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※ 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

●サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。

- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

●上記は「生活安心サポート」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。

“動画を撮るだけ”“録音するだけ”で転倒リスクや免疫機能低下リスクを確認！

CareWiz トルト for me

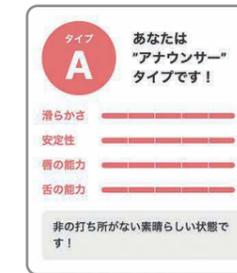


歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案
歩行機能分析

- 利用者のスマートフォンなどで「歩行動画を撮影する」ことによって身体機能分析(速さ/よこゆれ/かたむきなどを元にAIが分析)を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
 - 歩行機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、転倒事故などのケガの予防につながります。
- ※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングなどをご提案
口腔機能分析

- 利用者のスマートフォンなどで「“パ・タ・カ”と発音する音声を録音する」ことによって口腔機能分析(滑らかさ/安定性/唇の能力/舌の能力などを元にAIが分析)を行い、分析結果を表示するとともに、おすすめのトレーニングなどを提案します。
- 口腔機能を把握し、おすすめのトレーニングを実践することで、免疫機能低下によるフレイル^(注)の予防につながります。



- おすすめのトレーニング
5歳児トレーニング
- 割りばしを準備します。
① 割りばしを横にして握ります。
② 頬の肉を持ち上げるようにニコッと口角を上げて、10秒間キープします。
③ 割りばしを握ったまま10秒間休憩します。
④ ②と③を合計5回繰り返します。



▲分析結果・おすすめトレーニングイメージ

※ 分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
(注)「フレイル」とは、心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいい、誤嚥^{えん}などの嚥下機能^{えん}の低下につながります。

- 上記サービス概要ならびに画面イメージは2024年4月時点のものであり、実際にご提供する内容とは異なる場合があります。
- サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ご利用にあたっては、スマートフォンやパソコンなどが必要です。・サービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。
- サービスは、当社が委託している株式会社エクサホームケアがご提供します。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- 上記は「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「傷害保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約および傷害を補償する特約の補償内容

被保険者が被った傷害(「ケガ(*)」といいます)に対して次の保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--------------------------------|--|---|--|
| 傷害死亡保険金 ※ 傷害後遺障害保険金対象外特約セット | 保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 | <p style="text-align: center;">傷害死亡保険金額の全額</p> 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 | (1) 次のいずれかによるケガ <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注3) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑥ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性 (2) 次のいずれかの場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4) ② 原因がいかなるときでも、誤嚥(注5)によって発生した肺炎 ※ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 (3) 次のいずれかによって発生したケガ <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ② 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ③ 乗用具(注6)を用いて競技等(注7)をしている間の事故等 |
| 傷害部位・症状別保険金 | 保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を要した場合 | <p>① 治療日数(注1)の合計が5日以上の場合</p> <p style="text-align: center;">傷害部位・症状別保険金額 × ケガを被った部位およびその症状に対して定められた保険金支払倍率(5倍～120倍)(注2)</p> <p>② 治療日数(注1)の合計が1日以上5日未満の場合</p> <p style="text-align: center;">傷害部位・症状別保険金額(1倍)</p> | |

詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
 ※1 「保険金をお支払いする場合」において、「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
 ※2 「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 ※3 被保険者の範囲については、P10 **1. 商品の仕組み** および **2. 被保険者の範囲** をご参照ください。

(*)ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」によるものをいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

急激…原因となった「事故」から結果としての「ケガ」までの過程が直接的で、時間的間隔のないこと等
 偶然…「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果ともに偶然であるか」のいずれかであること
 外来…「ケガ」の発生が被保険者の身体の外からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと

例: 料理中のやけど、交通事故による打撲、スポーツによる骨折 等 ※ 靴ずれ、しもやけ、腱鞘炎等は補償対象外となります。

2 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約等の補償条件に関する特約

| 特約名 | 概要 |
|---------------------|---|
| 熱中症危険補償特約(死亡補償対象外型) | 被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害部位・症状別保険金をお支払いする特約です。ただし、傷害死亡保険金をお支払いの対象となりません。 |

3 その他の費用等に関する特約の補償内容

【複数のご契約があるお客さまへ】 補償内容が同様の保険契約(ケガの保険5以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
 ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった場合等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
 お支払いする保険金および費用保険金のご説明において、補償が重複する可能性がある特約に、**補償重複** マークを付けています。

| 特約名(保険金の種類) | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|---|--|---|
| 携行品損害補償特約(1事故限度額型) 携行品損害保険金 補償重複 自動セット 新価保険特約(携行品損害)補償特約用 | 保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災等)により、携行品(*)に損害が発生した場合 (*1) 携行品とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*)をいいます。ただし、約款所定の「保険の対象に含まれないもの」を除きます。 (*2) 身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 | <p style="text-align: center;">損害の額 - 免責金額(注8)(1事故につき3,000円)</p> ※1 1事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※2 損害の額は、再調達価額(注9)によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修理できる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修理費が再調達価額(注9)を超えるときは、再調達価額(注9)を損害の額とします。 ※3 損害の額は、1個、1組または1対あたり10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます)ただし、定期券は含まれません)もしくは小切手については1事故につき5万円が限度となります。 | 次のいずれかによって発生した損害 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者と同居する親族(注10)の故意 ③ 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注3) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑥ 差押え・没収・破壊等の公権力の行使 ⑦ 携行品の欠陥 ⑧ 携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑨ 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ等外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの |

| 特約名(保険金の種類) | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|--|--|--|---|
| | | ※4 携行品が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 | ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電气的事故・機械的事故(故障等)。ただし、これらの事由により発生した火災による損害を含みません。 ⑪ 携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑫ 携行品の置き忘れ・紛失等 等 |
| | (補償対象外となる主な携行品) ①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(自動二輪車を含みます)およびその付属品(自動車用電子式航法装置、ETC(車載器を含みます) ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑥パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑦携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期券、通貨および小切手を含みません)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物 ⑪運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物(印章については補償対象となります) ⑫漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たな網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます) ⑬プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの 等 | | |
| 救護者費用等補償特約(救護者費用等)保険金 補償重複 | 救護対象者(*)が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者(*)が費用を負担した場合 ① 保険期間中に救護対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被ったケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合 (*1) 救護対象者とは、普通保険約款における被保険者(*)をいいます。 (*2) 被保険者とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族(注10)をいいます。 | <p style="text-align: center;">救護者費用等の額</p> 被保険者が負担した次の①～⑤の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ① 遭難した救護対象者の捜索、救助または移送する活動に要した費用 ② 救護者(*)の現地(*)までの1往復分の交通費(救護者2名分まで)(*) ③ 救護者(*)の現地(*)および現地(*)までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで)(*) ④ 死亡したまたは治療を継続中の救護対象者を現地(*)から移送する費用 ⑤ 諸雑費(救護者(*)の渡航手続費および救護対象者または救護者が現地(*)において支出した交通費・通信費等をいいます)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*1) 救護者とは、救護対象者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地(*)へ赴く救護対象者の親族(注10)をいい、これらの者の代理人を含みます。 (*2) 現地とは、事故発生地または救護対象者の収容地をいいます。 (*3) 上記②、③については、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救護対象者の生死が判明した後または救護対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地へ赴く救護者にかかる費用は含みません。 ※1 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。 ※2 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 | (1) 次のいずれかによって発生した費用 ① 保険契約者、救護対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 救護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 救護対象者の自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④ 救護対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 救護対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注3) ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑧ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性 ⑨ 救護対象者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (2) 救護対象者が次のいずれかの場合に該当し、発生した費用 ① 原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注4) ② 入浴中の溺水(注11)。ただし、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガによって発生した場合を除きます。 ③ 原因がいかなるときでも、誤嚥(注5)によって発生した肺炎 等 |
| 行方不明時捜索費用補償特約(救護者費用等)補償特約用(行方不明時)捜索費用保険金 補償重複 ※「救護者費用等補償特約」をセットした場合に自動セット | 日本国内において救護対象者(*)が行方不明となり、警察署に行方不明者届が受理された翌日の午後12時までに発見されなかった場合において、被保険者(*)が費用を負担したとき (*1) 救護対象者とは、普通保険約款における被保険者(*)をいいます。 (*2) 被保険者とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族(注10)をいいます。 ※行方不明者届が受理された時が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。 | <p style="text-align: center;">行方不明時捜索費用の額</p> 被保険者が負担した次の①～④の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ① 捜索活動を有償で行うことを職業とする者からの請求に基づいて支払った、捜索活動に要した費用 ② 救護者(*)の現地(*)までの1往復分の交通費(救護者2名分まで) ③ 救護者(*)の現地(*)および現地(*)までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで) ④ 諸雑費(救護対象者または救護者(*)が現地(*)において支出した交通費、通信費および救護対象者の捜索活動に要した費用のうち、ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用をいい、3万円を限度とします)。ただし、謝礼に関する費用は含みません。 (*1) 救護者とは、救護対象者の捜索を行うために現地(*)へ赴く救護対象者の親族(注10)をいい、これらの者の代理人を含みます。 (*2) 現地とは、事故発生地または救護対象者の収容地をいいます。 ※1 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、行方不明時捜索費用保険金額が限度となります。 ※2 救護者費用等保険金を支払うべき損害については、救護者費用等保険金を超過する部分についてのみ、保険金をお支払いします。 ※3 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 | 次のいずれかによって発生した費用 ① 保険契約者、救護対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 救護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 救護対象者の自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注3) ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ⑥ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性 ⑦ 救護対象者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 等 |

(注1) 治療日数とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内、入院または通院(注12)の日数をいいます。ただし、通院しない場合においても、約款所定のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものみなします。
 (注2) 同一の事故により被ったケガの部位・症状が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目のうち最も高い支払倍率を適用します。
 (注3) テロ行為によって発生したケガ・損害等に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。
 (注4) 被保険者、入院対象者および救護対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 (注5) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
 (注6) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル等をいいます。
 (注7) 競技等とは、競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行等の競技等に準ずるものを含みます。
 (注8) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
 (注9) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額よりも低い金額となる場合があります。
 (注10) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
 (注11) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
 (注12) 通院とは、病院もしくは診療所へ、または診宅もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものみなします。また、乗道整備師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。

事故対応サービス

あいおいニッセイ同和損保の
24時間365日事故対応サービス

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

なら、いつも安心。
もっと安心。

事故の受付

保険金支払いの
可否判断

一般的な事故相談・
アドバイス

既に当社対応中
事案の相談・対応

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

土日や深夜の事故でも迅速・的確に事故対応が可能です！

既に当社対応中事案の相談

対応中の事故に関する相談にも迅速・的確にお応えします！

平日の夜

先週熱中症になり、入院しました。
これって補償の対象ですか？



お客さまのセットされている特約によって
は補償の対象となる可能性がございます。
契約内容を確認させていただきます。

土曜の昼

先日連絡したケガの治療が終了したの
ですが、どのような書類を提出すれば
よいでしょうか。



それでは、今後のご請求に必要な
書類についてご説明させていただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。
※お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出 ▶ 保険金お支払内容の確定 ▶ 保険金のお支払い

事故が起こった場合は

30日以内に以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

ホームページによるご報告 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡 日本生命お客さま専用ダイヤル

サンキュー アイ オ イ ニッセイドワ ●受付時間[24時間365日]
●おかけ間違いにご注意ください。
0120-39-1012 (無料)

事故のご連絡



耳や言葉の不自由なお客さまも、
Web機能や「手話・筆談通訳サービ
ス」を使ってご連絡いただけます。
詳細およびご利用は当社ホーム
ページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】
テレビ電話を通じて、お客さまと
オペレータが手話や筆談でやりと
りし、それと同時に当社担当者へ
電話(音声)にて通訳します。



契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

1. 商品の仕組み

ケガの保険Sは、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

2. 被保険者の範囲

- (1) 被保険者となる方は、始期日時点における年齢が満70才以上満89才以下の方となります。
- (2) 被保険者の範囲は、保険申込書の被保険者欄に記載された方(本人)のみとなります。(注)
(注)被保険者欄に記載がない場合には、申込人(保険契約者)が被保険者本人となります。

2 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」1 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約および傷害を補償する特約の補償内容 / 2 傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約等の補償条件に関する特約をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

(2) 主な特約の概要

前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」3 その他の費用等に関する特約の補償内容をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

(3) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

- 各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。
なお、傷害死亡に関する保険金額は、次に該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が限度となります。

- 保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間: 1年間
- ② 補償の開始: 始期日の午後4時
(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ 補償の終了: 満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1. 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約プランにより決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

2. 保険料の払込方法

(1) 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、取扱代理店やご契約の内容によっては取扱いできない払込方法があります。

| 主な払込方法 | 一時払 |
|-----------|-----|
| 口座振替 | ○ |
| クレジットカード払 | ○ |

(2) 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社にお申し出ください。

- (1) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が起こった場合は

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

- 受付時間 平日 9:00~17:00
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

日本生命お客さま専用ダイヤル

サンキュー アイ オ イ ニッセイドワ
0120-39-1012 (無料)

- 受付時間[24時間365日]
- おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]
ADRセンター **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>